

議案第 7 4 号

海老名市公共施設再編計画策定委員会条例の制定について

海老名市公共施設再編計画策定委員会条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

公共施設再編計画策定委員会を設置し、公共施設再編計画の策定に係る必要な調査及び検討を行うため

海老名市公共施設再編計画策定委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公共施設の再編を効率的かつ効果的に推進する計画を定めるため、海老名市公共施設再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、海老名市公共施設再編計画の策定に際し、必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、学識経験を有するもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 任期途中で辞職等をした委員に代えて補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 外部評価委員会委員の項の次に次の1項を加える。

公共施設再編計画策定委員会委員	日 額	8,700。ただし、大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者については、6,000を加算する。
-----------------	-----	---